

町田都市計画忠生土地区画整理事業施行に関する条例及び町田都市計画事業
鶴川駅北土地区画整理事業施行に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 4 年(2012年) 2 月 2 7 日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

町田都市計画忠生土地区画整理事業施行に関する条例及び町田都市計画事業鶴川駅北土地区画整理事業施行に関する条例の一部を改正する条例

(町田都市計画忠生土地区画整理事業施行に関する条例の一部改正)

第1条 町田都市計画忠生土地区画整理事業施行に関する条例（昭和38年12月町田市条例第33号）の一部を次のように改正する。

第5条中「町田市木曽西三丁目18番地2」を「町田市森野二丁目2番22号」に改める。

(町田都市計画事業鶴川駅北土地区画整理事業施行に関する条例の一部改正)

第2条 町田都市計画事業鶴川駅北土地区画整理事業施行に関する条例（平成2年12月町田市条例第39号）を次のように改正する。

第5条中「町田市木曽西三丁目18番地2」を「町田市森野二丁目2番22号」に改める。

附 則

この条例は、市役所の位置を定める条例の一部を改正する等の条例（平成16年3月町田市条例第1号）附則第2項に規定する日から施行する。

町田都市計画忠生土地区画整理事業施行に関する条例新旧対照表

__部分は改正部分

改正後	改正前
(事務所の所在地) 第 5 条 事業の事務所は、<u>町田市森野二丁目 2 番 22 号</u>に置く。	(事務所の所在地) 第 5 条 事業の事務所は、<u>町田市木曽西三丁目 18 番地 2</u>に置く。

町田都市計画事業鶴川駅北土地地区画整理事業施行に関する条例新旧対照表

__部分は改正部分

改正後	改正前
(事務所の所在地) 第 5 条 事業の事務所は、<u>町田市森野二丁目 2 番 22 号</u>に置く。	(事務所の所在地) 第 5 条 事業の事務所は、<u>町田市木曽西三丁目 18 番地 2</u>に置く。